

建設現場向けの安全チェックリストを作成しました！

～建設業の労働災害防止に向けて～

令和7年1月から6月末までの期間、相模原市内の建設業における新型コロナウイルス感染症を除く休業4日以上労働災害発生件数は17件であり、昨年同時期の29件と比較し、12件（41.4%）減少しました。

相模原労働基準監督署は、建設業の更なる労働災害防止に向けて、令和7年6月に、建設現場の安全パトロールを集中的に実施しました。その結果を踏まえ、建設現場向けの安全チェックリストを作成しましたので、ぜひ御活用いただき、建設業の労働災害防止に向けて御協力をお願いします。

□ 作業主任者の氏名等を周知していますか？

作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知しましょう。

□ 運転位置から離れるとき、車両系建設機械の作業装置を地上に下ろしていますか？

車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるとき、当該運転者はバケット、ジッパー等の作業装置を地上に下ろしましょう。

□ 型枠支保工の支柱の脚部の滑動対策をしていますか？

型枠支保工について、支柱の脚部の固定、根がらみの取付け等支柱の脚部の滑動を防止するための措置を講じましょう。



□ 電気機械器具の充電部分の感電対策をしていますか？

電気機械器具の充電部分で、労働者が作業中又は通行の際に、接触し、又は接近することにより感電の危険を生ずるおそれのあるものについては、感電を防止するための囲い又は絶縁覆いを設けましょう。

□ 高所の墜落対策をしていますか？

高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けましょう。

囲い、手すり、覆い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い、手すり、覆い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じましょう。



□ 安全な昇降設備を設けていますか？

高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所で作業を行なうときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けましょう。

□ 移動はしごの転位対策をしていますか？

移動はしごについては、すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講じましょう。



建設現場向けの安全チェックリストを作成しました！

～建設業の労働災害防止に向けて～

架設通路の墜落対策をしていますか？

架設通路について、墜落の危険のある箇所には、高さ85センチメートル以上の手すり及び高さ35センチメートル以上50センチメートル以下の中さんを設けましょう。

足場の最大積載荷重を周知していますか？

足場の構造及び材料に応じて定めた最大積載荷重を労働者に周知しましょう。



足場の墜落、転位、脱落等の対策をしていますか？

わく組足場以外の足場(一側足場を除く。)における高さ2メートル以上の作業場所で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、高さ85センチメートル以上の手すり及び高さ35センチメートル以上50センチメートル以下の中さんを設けましょう。

ついで足場の場合を除き、床材は、転位し、又は脱落しないように2以上の支持物に取り付けましょう。

足場の組立て等作業主任者の職務を行っていますか？

足場の組立て等作業主任者は、作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視しましょう。



適切な保護具を備えていますか？

粉じんを発生する有害な場所における業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えましょう。

有効な呼吸用保護具を使用していますか？

屋内等の内部において、手持式又は可搬式動力工具を用いて、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはおぼり取りし、又は金属を裁断する作業等に労働者を従事させる場合にあっては、当該作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させましょう。

熱中症対策をしていますか？

暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知しましょう。

暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知しましょう。

協議組織の会議を開催していますか？

特定元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置し、当該協議組織の会議を定期的で開催しましょう。

